

旅客特定車両停留施設の 道路移動等円滑化基準(バリアフリー基準) の策定について

法律上の体系について

道 路 法

【法律】

第48条の31

特定車両停留施設の構造及び設備の技術基準は、特定車両停留施設を利用することができる特定車両の種類ごとに、国土交通省令で定める。

バスタプロジェクト推進検討会で検討

特定車両停留施設の構造及び設備の基準を定める省令(案)

【省令】

特定車両用場所

- 構造耐力
- 特定車両の出入口
- 諸設備の配置
- 誘導車及び操車場所
- 停留場所 等

旅客用場所

- 乗降場
- 通路
- 待合所 等

その他設備

- 排水設備
- 換気設備 等

施設特有の機能

- 交通結節点としての機能
- 災害時の施設の機能維持のための構造

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

【法律】

第10条

道路管理者は、特定道路又は旅客特定車両停留施設の新設又は改築を行うときは、当該特定道路又は当該旅客特定車両停留施設を、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例(国道(道路法第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。)にあっては、主務省令)で定める基準(以下この条において「道路移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。

審議対象

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令(案)

【省令】

旅客用場所

- 乗降場
- 待合所
- 通路
- 等

	特定車両用場所	旅客用場所	その他設備
トラック 	道路法の規定 (特定車両停留施設)	(規定なし)	道路法の規定 (特定車両停留施設)
バス 		道路法の規定 (特定車両停留施設)	
タクシー 		注) バリアフリー法の 規定 (旅客特定車両停留施設)	

注)エレベーター、エスカレーター、階段など、バリアフリー法にのみ規定されるものがある

対象施設について

特定車両用場所

誘導車路 (車両が走行する車路)

操車場所 (車両が転回等する場所)

停留場所 (車両を停留させる場所)

その他の特定車両の通行、
停留又は駐車のために供する場所

旅客用場所

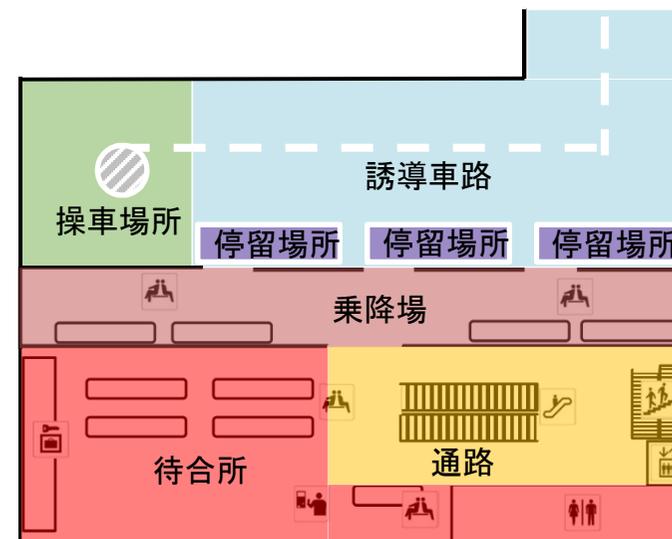
乗降場 (旅客が車両を乗降する場所)

通路 (乗降場と外部、又は乗降場同士の連絡路)

その他の旅客の用に
供する場所(待合所 等)

その他設備

排水設備 換気設備 等



「特定車両停留施設」のうち、公共交通機関を利用する旅客の乗降のための施設に関する技術基準については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」における「旅客特定車両停留施設」としても新たに規定

※施設の出入口から車両等の乗降口までの経路について、乗降場ごとに少なくとも1経路以上はバリアフリー基準に対応

道路移動等円滑化基準を策定する上での留意事項

○既存の旅客ターミナルは、公共交通移動等円滑化基準に基づき整備されている。

➡ 旅客特定車両停留施設の移動等円滑化基準を策定するにあたっては、旅客ターミナル利用者へのサービス水準を確保する観点から、公共交通移動等円滑化基準と同水準の基準とする。



写真出典: バスタ新宿HP
 旅客特定車両停留施設のイメージ
 注)現時点でバスタ新宿は旅客特定車両停留施設に指定されていない

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の体系図

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、バリアフリー法）

<政令>	<省令>
バリアフリー法施行令	バリアフリー法施行規則
	バリアフリー法施行令第1条第2号に規定する人数の算出に関する命令
	<u>移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令(公共交通移動等円滑化基準を規定)</u>
	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十九条に規定する標識に関する省令
	高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令
	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令
	<u>移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令(道路移動等円滑化基準を規定)</u>
	移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準を定める省令
	バリアフリー法役務基準（新設）

旅客特定車両停留施設に関する基準(案)の例【乗降場】

- 旅客特定車両停留施設の基準について、「公共交通移動等円滑化基準」を準用し、道路移動等円滑化基準に追加
- 乗降場については「公共交通移動等円滑化基準」を参考に追加

視覚障害者誘導用ブロック・柵



車椅子使用者が円滑に乗降できる構造



道路基準(案)	公共交通基準 (準用・参考にした基準)
・視覚障害者の旅客特定車両場所への進入を防止するための設備(柵、視覚障害者誘導用ブロック等)を設置	・視覚障害者の車両用場所への進入を防止するための設備(柵、点状ブロック等)を設置

道路基準(案)	公共交通基準 (準用・参考にした基準)
・車椅子使用者が円滑に乗降できる構造	・車椅子使用者が円滑に乗降できる構造

※道路基準:道路移動等円滑化基準(移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令)
公共交通基準:公共交通移動等円滑化基準(移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令)

旅客特定車両停留施設に関する基準(案)の例 【通路①】

○旅客特定車両停留施設の基準について、「公共交通移動等円滑化基準」を準用し、道路移動等円滑化基準に追加

通路



出入口



傾斜路



道路基準(案)	公共交通基準 (準用した基準)	道路基準(案)	公共交通基準 (準用した基準)	道路基準(案)	公共交通基準 (準用した基準)
<ul style="list-style-type: none"> 有効幅員 1.4m以上 構造上やむを得ない場合は1.2m以上 (通路の端末の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、50m以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設ける) 	<ul style="list-style-type: none"> 有効幅員 1.4m以上 構造上やむを得ない場合は1.2m以上 (通路の端末の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、50m以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設ける) 	<ul style="list-style-type: none"> 有効幅 0.9m以上 構造上やむを得ない場合は0.8m以上 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造 	<ul style="list-style-type: none"> 有効幅 0.9m以上 構造上やむを得ない場合は0.8m以上 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造 	<ul style="list-style-type: none"> 有効幅員 1.2m以上 階段に併設する場合は0.9m以上 縦断勾配 8%以下 二段式の手すりを両側に設置 	<ul style="list-style-type: none"> 有効幅員 1.2m以上 階段に併設する場合は0.9m以上 縦断勾配 1/12(8.3%)以下 手すりを両側に設置

※道路基準:道路移動等円滑化基準(移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令)
公共交通基準:公共交通移動等円滑化基準(移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令)

旅客特定車両停留施設に関する基準(案)の例 【通路②】

○旅客特定車両停留施設の基準について、「公共交通移動等円滑化基準」を準用し、道路移動等円滑化基準に追加

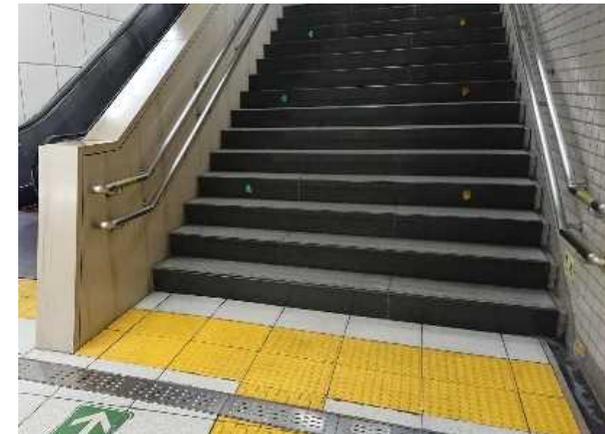
エレベーター



エスカレーター



階段



道路基準(案)	公共交通基準 (準用した基準)
<ul style="list-style-type: none"> かごの大きさ <u>1.4m以上 × 1.35m以上</u> 出入口の有効幅 <u>0.8m以上</u> 乗降ロビーの・奥行き <u>1.5m以上 × 1.5m以上</u> 	<ul style="list-style-type: none"> かごの大きさ <u>1.4m以上 × 1.35m以上</u> 出入口の有効幅 <u>0.8m以上</u> 乗降ロビーの幅・奥行き <u>1.5m以上 × 1.5m以上</u>

道路基準(案)	公共交通基準 (準用した基準)
<ul style="list-style-type: none"> 踏み段の有効幅 <u>0.8m以上</u> 行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 踏み段の有効幅 <u>0.8m以上</u> 行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設置

道路基準(案)	公共交通基準 (準用した基準)
<ul style="list-style-type: none"> 二段式の手すりを両側に設置 手すりの端部付近に、階段の通ずる場所を点字で示す 	<ul style="list-style-type: none"> 手すりを両側に設置 手すりの端部付近に、階段の通ずる場所を点字で示す

※道路基準: 道路移動等円滑化基準(移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令)
公共交通基準: 公共交通移動等円滑化基準(移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令)

○運行情報提供設備、乗車券等販売所、待合所及び案内所、券売機、休憩設備の基準については「公共交通移動等円滑化基準」を参考に追加

運行情報提供設備、券売機



写真出典: 新宿高速バスターミナル株式会社HP

乗車券等販売所、待合所及び案内所



写真出典: 新宿高速バスターミナル株式会社HP

休憩設備



道路基準(案)	公共交通基準 (参考にした基準)
<p><運行情報提供設備> ・運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備える</p> <p><券売機> ・券売機のうち一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造</p>	<p><運行情報提供設備> ・運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備える</p> <p><券売機> ・券売機のうち一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造</p>

道路基準(案)	公共交通基準 (参考にした基準)
<p>・カウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造</p> <p>・文字により意思疎通を図るための設備を設ける(設備を有する販売所には、当該設備を保有している旨を表示する)</p>	<p>・カウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造</p> <p>・文字により意思疎通を図るための設備を設ける(設備を有する販売所には、当該設備を保有している旨を表示する)</p>

道路基準(案)	公共交通基準 (参考にした基準)
<p>・高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を一以上設ける</p>	<p>・高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を一以上設ける</p>

※道路基準: 道路移動等円滑化基準(移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令)
公共交通基準: 公共交通移動等円滑化基準(移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令)

旅客特定車両停留施設(バリアフリー法特定道路省令)① 国土交通省

	①規定項目	②規定内容	③参考とした基準
			<移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令>
乗降場	乗降場	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子使用者が円滑に乗降できる構造 ・柵、視覚障害者誘導用ブロック等の設置(視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための) ・平たんで滑りにくい仕上げ 	<p>同等</p> <p>※道路移動等円滑化基準を参考に「平たん」について規定</p>
通路	通路	<ul style="list-style-type: none"> ・通路幅 : 140cm以上 ※やむを得ない場合、通路の末端を車椅子の転回に支障のないものとし、50mごとに車椅子を転回できる場所を設け、幅を120cm以上とできる ・出入口幅 : 90cm以上(やむを得ない場合80cm) ・戸 : 幅90cm以上、自動で開閉or高齢者・障害者等が容易に開閉(やむを得ない場合:80cm) 	<p>同等</p>
	傾斜路	<ul style="list-style-type: none"> ・幅 : 120cm以上(段に併設する場合は、90cm以上) ・勾配 : 8%以下(傾斜路の高さが16cm以下の場合、12%以下) ・踊り場: 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場設置 ・手すり: 二段式を両側に設置 ・色彩: 勾配部と接続通路の明度、色相、彩度の差を大きく ・滑りにくい仕上げ 	<p>同等</p> <p>※道路移動等円滑化基準を参考に「手すりの二段式」について規定</p>

	①規定項目	②規定内容	③参考とした基準
			<移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令>
通路	エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口の幅: 80cm以上 ・かごの幅: 140cm以上 ・かごの奥行き: 135cm以上 ・乗降ロビーの幅: 150cm以上 ・乗降ロビーの奥行き: 150cm以上 ・延長機能: 開扉時間を延長する機能を設置 ・鏡、手すり、音声設備を設置 ・操作盤: 車椅子使用者用の操作盤を設置(点字を要する) 	同等
	エスカレーター	<ul style="list-style-type: none"> ・幅: 80cm以上 ・踏み段: 車椅子のため必要な広さ確保(車止めを設置) ・昇降口: 3枚以上の踏み段が同一平面上にあること ・上り専用のもので下り専用のをそれぞれ設置 ・滑りにくい仕上げ ・色彩: 踏み段端部と周辺の輝度比を大きく ・進入可否: 上端・下端付近通路の床面に示す 	同等
	階段	<ul style="list-style-type: none"> ・色彩: 踏面端部と周辺の輝度比を大きく ・手すり: 二段式を両側に設置 ・点字: 手すりの端部付近に、階段の通ずる場所を示す ・回り段: 設置しない ・滑りにくい仕上げ ・つまずきの原因を除く 	同等 ※道路移動等円滑化基準を参考に「手すりの二段式」について規定

	①規定項目	②規定内容	③参考とした基準
			<移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令>
その他の旅客の用に供する場所	運行情報提供設備	文字・音声等による運行情報提供設備を設置	同等
	便所	<ul style="list-style-type: none"> ・表示:男女用の区別、便所の構造(音、点字等でも案内) ・滑りにくい仕上げ ・1以上の車椅子使用者が利用できる便器 ・1以上の高齢者・障害者等のための便器 	同等
	乗車券販売所 待合室 案内所	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口の幅:80cm以上 ・段差:車椅子使用者が通過する際に支障となる段がない ※やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設 ・文字により意思疎通を図るための設備を設置 	同等
	発券機	<ul style="list-style-type: none"> ・一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造 	同等
	案内標識	<ul style="list-style-type: none"> ・設置場所 :エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所、休憩施設 	同等
	視覚障害者誘導用ブロック等	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者誘導用ブロック設置場所 :エレベーター乗降口の通路に設ける操作盤、移動等円滑化のための主要な設備の配置を表示した案内板、便所の出入口、乗車券等販売所との間の経路を構成する通路 ・視覚障害者の移動等円滑化のために必要な箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設 	同等
	休憩設備 照明設備	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者等の休憩設備を一以上設置 ・照明設備を設置 	同等